

大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター
汚泥処理施設包括管理事業
(設計・建設・維持管理)

実施方針

令和 6 年 7 月

(令和 6 年 10 月 25 日修正版)

大 阪 府

目 次

第1 事業内容に関する事項	1
1. 事業名称.....	1
2. 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
3. 公共施設等の管理者	1
4. 事業目的.....	1
5. 事業概要.....	1
6. 受注者の責任	3
7. 受注者の収入	3
8. 遵守すべき法令等	6
9. 事業期間終了時の措置.....	6
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1. 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	7
2. 選定の手順及びスケジュール	7
3. 応募手続き等	8
4. 入札参加資格（共通）	10
5. 入札参加資格（設計建設業務）	12
6. 入札参加資格（維持管理業務）	15
7. 提案の審査及び落札者の選定に関する事項.....	18
8. 落札者選定後の手続	20
第3 受注者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	21
1. リスク分担の基本的な考え方.....	21
2. 受注者の義務等.....	21
3. 受注者の責任の履行の確保に関する事項	21
4. 業務の実施状況のモニタリングに関する事項	21
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	22
1. 立地・本事業の対象施設に関する事項	22
2. システムの基本フロー	22
第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	22
1. 疑義が生じた場合の措置	22
2. 管轄裁判所の指定	22
第6 要求水準未達の場合の措置.....	22
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	23
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	23
2. 本事業の継続が困難となった場合の措置	23
3. SPC の倒産隔離対策に関わる発注者との協議	23
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	24
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	24

2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	24
3.	その他の支援に関する事項	24
第9	その他事業の実施に関し必要な事項	24
1.	情報公開及び情報提供.....	24
2.	議会の議決.....	24
3.	応募に関する費用負担.....	24
4.	使用言語、単位及び通貨	24
5.	緊急時の協力	24
6.	問合せ先.....	25

別紙1 業務範囲区分表

別紙2 リスク分担表

別紙3 対象施設の建設予定地

別紙4 システムの基本フロー

別紙5 要求水準未達の場合の措置

第 1 事業内容に関する事項

1. 事業名称

大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）（以下「本事業」という。）

2. 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

（1）名称

大井水みらいセンター

（2）種類

下水処理施設

3. 公共施設等の管理者

大阪府南部流域下水道事務所長

4. 事業目的

大和川下流流域下水道大井処理区では、大井水みらいセンターに設置している汚泥濃縮設備・脱水設備・焼却設備で汚泥を処理しているが、現在稼働している各設備は老朽化による安定的サービスの低下及び維持管理費の増加が課題となっており、改築更新が必要となっている。また、下水道事業は、処理の過程において温室効果ガスを排出するとともに、多くのエネルギーを消費することから、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、脱炭素の取組をより一層強化することが求められている。

本事業は、大井水みらいセンターにおける汚泥濃縮設備・脱水設備・焼却設備の設計建設、及び維持管理について、これまで個別に発注していた「汚泥処理施設の設計建設業務」と「汚泥処理施設の維持管理業務」を一括して民間事業者任せ、民間事業者が保有する技術力やノウハウ等を最大限活用することで、長期的かつ安定した汚泥処理を実施するとともに、環境負荷の低減及び汚泥処理施設の運用の効率化を図るものである。

5. 事業概要

（1）事業方式

本事業は、大井水みらいセンターで発生する汚泥を対象に、既存汚泥濃縮設備・脱水設備・焼却設備の設計建設（更新）を行うとともに、汚泥処理施設の維持管理を行うDBO（設計建設、維持管理一括発注：Design Build Operate）方式により実施する。

（2）事業範囲

本事業の業務範囲については、以下のとおりである。詳細については要求水準書で提示する。

① 汚泥処理施設設計建設業務

ア 濃縮脱水設備設計建設業務

施設稼働から約 25 年を経過し老朽化が懸念される重力濃縮設備、機械濃縮設備、脱水設備、汚泥搬送・貯留・搬出設備及び付帯設備（補器類・前処理・スカム処理等を含む）について、機械・電気設備の更新（設計を含む）を行う。なお、既存設備の撤去を含む。

イ 焼却炉施設設計建設業務

施設稼働から約 25 年を経過し老朽化が懸念される焼却炉施設について、機械・電気・土木・建築・建築附帯及び付帯設備の設計建設業務を実施する。既存焼却炉施設は廃止とし、その撤去は事業対象外とする。ただし、脱水機棟から既存焼却炉施設への搬送コンベヤ及び脱水機棟内の焼却電気設備は撤去対象とする。

② 維持管理業務

大井水みらいセンターにおける汚泥処理施設について、日常の運転管理業務、保全管理業務、物品調達業務、補修業務等を実施する。

維持管理業務に係る委託業務範囲については「**別紙 1** 業務範囲区分表」に示す。

(3) 事業期間・スケジュール（予定）

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

- ・ 令和7年12月（予定）：事業契約の締結
- ・ 事業契約締結の日～令和14年2月27日：設計建設業務期間※1
- ・ 令和12年3月31日～令和23年3月31日※2：維持管理業務期間（11年間）※3

※1 設計建設業務期間について、受注者による工期短縮の提案を可能とする。（「可能とする。」とは、必須の要求水準ではなく、提案の有無を含めて受注者の提案に委ねることを意味する。以下同じ。）

※1 設計建設業務期間において、更新設備の試運転、撤去・解体工事、外構等の場内整備を完了すること。またその後、完了の検査を受け合格したのち、令和14年3月31日までに引渡しを行うこと。

※1 設計建設業務期間において、令和11年度末までに機械濃縮設備（予備機を除く）、脱水設備、焼却炉設備について更新を完了すること。ただし、令和12年度から令和13年度において受注者が自らの負担により既存設備を適切に維持し維持管理業務を実施する場合は、機械濃縮設備（予備機を含む）、脱水設備、焼却炉設備について更新完了の時期を令和14年2月27日までとすることができるものとし、その場合には受注者は契約時に申し出ること。なお、いずれの場合にも令和11年度末までの期間において既存の機械濃縮設備、脱水設備、焼却炉設備を用いて汚泥処理の継続が可能な状態を保持し、既存の汚泥処理に支障をきたさないこと。

※2 工期短縮の提案により、設計業務及び建設業務の期間が短縮された場合においても、維持管理業務の開始時期及び終了時期は変更しない。維持管理業務期間は、本事業で設計・建設した設備と既設汚泥処理設備を含む汚泥処理施設を対象として実施するものとする。

※3 維持管理業務期間は、令和12年3月31日17:00～令和23年3月31日17:00とする。ただし、ユーティリティ等調達業務で対象とする電力使用量と供給汚泥量は、令和12年4月1日0:00～令和23年3月31日24:00とする。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
設計建設業務	契約	調査・設計・建設 (6年間)														
維持管理業務						汚泥処理施設等 (11年間)										

6. 受注者の責任

受注者は、要求水準書（案）及び自らの技術提案に基づく性能水準を確保するよう、誠実に業務を実施すること。

7. 受注者の収入

本事業における受注者の収入は、受注者が実施する汚泥濃縮設備・脱水設備・焼却炉設備の設計建設に係る対価、維持管理業務に係る対価から構成される。発注者の支払いによる事業者の収入は、以下の（１）～（３）となる。

なお、詳細及び対価の上限等については、入札説明書等公表時に示す。

（１）設計建設業務に係る対価

発注者は、受注者に対して、汚泥濃縮設備・脱水設備・焼却炉設備の更新に係る設計建設業務に係る対価を以下の条件に従って、年度ごとの出来高に応じて部分払いを行い、設計業務及び建設業務完了時の発注者への施設引渡しの際に、出来高予定額の全額を支払う。これらの詳細については、事業契約書（案）に示す。

なお、発注者は、設計建設業務について、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。受注者は、発注者が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

① 前金払及び中間前金払

請求することができる前金払の率は、設計業務については設計に係る当該会計年度の支払い限度額の10分の3、建設業務については建設に係る当該会計年度の支払い限度額の10分の4とする。

また、建設業務については、前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託して、中間前払金の支払を請求することができる。中間前払金の支払限度額は、当該会計年度の支払い限度額に10分の2の割合を乗じて得た額とする。

② 部分払（年度末払い）

設計建設業務については、各会計年度末に、一定の範囲内において出来高に応じた部分払を請求することができる。

③ 物価変動

物価変動による改定は行うものとする。

表 1 設計建設業務の対価の内訳

項目	支払区分	費用の内容
施設整備費 A	設計建設費 A-1	・ 調査費、設計費、建設工事費、工事監理費、各種申請等業務費、SPC 運営費、その他汚泥処理施設の建設に関する費用等
	消費税等 A-2	・ 上記に係る消費税及び地方消費税

(2) 維持管理業務（令和 12 年度～令和 13 年度）に係る対価

発注者は、維持管理業務（令和 12 年度～令和 13 年度）に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間（令和 12 年度～令和 13 年度）にわたって月ごとに、受注者に支払う。なお、維持管理業務（令和 12 年度～令和 13 年度）に係る対価は、受注者の申出により既存施設等の併存利用を認めるものであり、固定費・変動費・資源化物原料対価から構成され、変動費・資源化物原料対価は各会計年度の業務実績に応じて変動させた金額とする。

受注者の業務実施に必要な電気、水道の費用は受注者が負担するものとする。ただし契約は発注者で行う。受注者の支払い方法等詳細は、入札説明書等公表時に示す。

また、受注者は、その他業務の実施に必要な備品、什器、物品その他の用役の費用を負担する。物価変動による改定は行うものとする。詳細は入札説明書等公表時に示す。

表 2 維持管理業務（令和 12 年度～令和 13 年度）

契約金額	サービス対価	費用の内容
B	固定費 B-1	・ 人件費、保守点検費、清掃、保安、外構維持管理費、SPC 運営費、その他費用（引継対応等）
	固定費 B-2	・ 既存汚泥処理施設の点検整備費、補修費 ・ 更新施設等の点検整備費、補修費
	変動費 1 B-3	[重力濃縮処理] [機械濃縮処理] [脱水処理] [焼却処理（場内発生脱水汚泥）] [フェニックス処分] ・ 電力量料金、水道料金、燃料費、薬品費、運搬費（大井～フェニックス）、焼却灰処分費、事務費 ※受入し渣・沈砂量を含む ※資源化の費用含む
	変動費 2 B-4	[重力濃縮処理] [機械濃縮処理] [脱水処理] [今池水みらいセンター処分（場内発生脱水汚泥）] ・ 電力量料金、水道料金、燃料費、薬品費、運搬費（大井～今池）、今池水みらいセンター処分費、事務費 ※受入し渣・沈砂量を含む ※資源化の費用含む
	資源化物原料 対価※ B-5	[資源生成] ・ 分離液排水または焼却灰等を利用したリン回収・資源化を実施する場合の原料の発注者からの買取対価
	消費税等 B-6	・ 上記に係る消費税及び地方消費税

※資源化事業を実施する場合に限る。

(3) 維持管理業務（令和14年度～令和22年度）に係る対価

発注者は、維持管理業務（令和14年度～令和22年度）に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間（令和14年度～令和22年度）にわたって月ごとに、受注者に支払う。なお、維持管理業務に係る対価は固定費・変動費・資源化物原料対価から構成され、変動費・資源化物原料対価は各会計年度の業務実績に応じて変動させた金額とする。

受注者の業務実施に必要な電気、水道の費用は受注者が負担するものとする。ただし契約は発注者で行う。受注者の支払い方法等詳細は、入札説明書等公表時に示す。

また、受注者は、その他業務の実施に必要な備品、什器、物品その他の用役の費用を負担する。物価変動による改定は行うものとする。詳細は入札説明書等公表時に示す。

表 3 維持管理業務（令和14年度～令和22年度）の対価の内訳

契約金額	サービス対価	費用の内容
C	固定費 C-1	・ 人件費、保守点検費、清掃、保安、外構維持管理費、SPC 運営費、その他費用（引継対応等）
	固定費 C-2	・ 既存汚泥処理施設の点検整備費、補修費 ・ 更新施設等の点検整備費、補修費
	変動費 1 C-3	[重力濃縮処理][機械濃縮処理][脱水処理][焼却処理（場内発生脱水汚泥）][フェニックス処分] ・ 電力量料金、水道料金、燃料費、薬品費、運搬費（大井～フェニックス）、焼却灰処分費、事務費 ※受入し渣・沈砂量を含む ※資源化の費用含む
	変動費 2 C-4	[重力濃縮処理][機械濃縮処理][脱水処理][今池水みらいセンター処分（場内発生脱水汚泥）] ・ 電力量料金、水道料金、燃料費、薬品費、運搬費（大井～今池）、今池水みらいセンター処分費、事務費 ※受入し渣・沈砂量を含む ※資源化の費用含む
	資源化物原料 対価※ C-5	[資源生成] ・ 分離液排水または焼却灰等を利用したリン回収・資源化を実施する場合の原料の発注者からの買取対価
	消費税等 C-6	・ 上記に係る消費税及び地方消費税

※資源化事業を実施する場合に限る。

8. 遵守すべき法令等

受注者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書（案）に示すものとする。

9. 事業期間終了時の措置

受注者は、維持管理業務期間終了の3ヶ月前から引継業務期間として、次に維持管理業務を受託する者に対して引継ぎを行うものとし、発注者の指示に従い、十分な協力をしなければならない。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

発注者は、本事業の受託を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで受注者を選定する。

本事業は、設計建設及び維持管理業務を通じて、受注者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、受注者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、受注者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用し受注者を選定する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2. 選定の手順及びスケジュール

受注者の募集・選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

表 4 受注者の募集・選定の手順及びスケジュール

日程（予定）		内容
令和6年 (2024年)	7月19日	実施方針等（実施方針、要求水準書（案））の公表
	8月1日～8月6日	第1回現地見学会
	7月19日～8月9日	実施方針等に関する質問及び意見の受付
	8月30日	実施方針等に関する質問回答
	12月中旬	入札公告等（入札説明書、要求水準書、技術提案書作成要領、様式集等）の公表
	12月下旬～3月上旬	第2回現地見学会 ※参加申請後随時
令和7年 (2025年)	1月上旬	入札説明書等に関する質問締切
	1月下旬	入札説明書等に関する質問回答
	2月中旬	入札参加申込書、資格審査資料の提出
		技術提案書作成要領に関する質問締切
	3月上旬	技術提案書作成要領に関する質問回答
	4月上旬	技術提案書の提出
	4月下旬	技術提案書ヒアリング（必要に応じて）
	7月中旬	技術提案の採否項目の通知
	7月下旬	要求水準書、契約書等に関する質問締切
	8月中旬	要求水準書、契約書等に関する質問回答

日程（予定）		内容
	8月下旬	入札書の受付
	9月上旬	落札者の選定・公表
	10月上旬	基本協定の締結
	12月中旬	事業契約の締結

3. 応募手続き等

（１）第１回現地見学会

本事業に対する民間事業者の参画促進のため、以下のとおり、現地見学会を開催する。

① 開催日時

以下の日時から選択

令和６年８月１日（木） 10時00分から11時30分、13時00から14時30分、15時00分から16時30分

令和６年８月２日（金） 10時00分から11時30分、13時00から14時30分、15時00分から16時30分

令和６年８月５日（月） 10時00分から11時30分、13時00から14時30分、15時00分から16時30分

令和６年８月６日（火） 10時00分から11時30分、13時00から14時30分、15時00分から16時30分

② 開催場所

大井水みらいセンター内

現地見学会への参加希望者は、第１回現地見学会参加申込書（様式１）に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。電子メールの件名の頭には【大井PPP】と記載すること。参加者は各社３名までとする。

申込期限 令和６年７月26日（金）17 時00 分まで

申込先 大阪府都市整備部 南部流域下水道事務所 建設課 企画グループ

電話 072-438-7406

メールアドレス nambugesui-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp

（２）実施方針等に関する質問又は意見の受付

実施方針、要求水準書（案）に関する質問又は意見の受付を以下のとおり行う。

① 受付期間

令和６年７月19日（金）～８月９日（金）17時00分

② 受付方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。

③ 質問及び意見の様式

質問及び意見について、様式２の書式（MS-Excel により作成）を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。なお、電子メール送信後、下記問合せ先に電話で着信確認を行なうこと。

④ 質問及び意見の送付先アドレス

gesuido-ppp@gbox.pref.osaka.lg.jp

⑤ 電子メール到着確認に関する問合せ先

大阪府都市整備部 下水道室 事業課 維持管理グループ

電話 06-6941-6546

(3) 質問及び意見への回答

上記(2)により受け付けた質問及び意見に対する回答は、令和6年8月30日(金)までに、大阪府ホームページにおいて公表する。

(4) 実施方針等の変更

発注者は、実施方針等公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、入札公告までに実施方針等の内容を見直し、変更することがある。なお、変更した場合は速やかに大阪府ホームページにおいて公表する。

(5) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

発注者は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付する。

(6) 第2回現地見学会

希望者を対象に、第2回現地見学会を開催する。なお、現地見学会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示す。

(7) 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を受け付けるが、本事業の入札に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、原則として公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

(8) 入札参加申込書の受付、入札参加資格の確認、入札参加資格審査結果の通知

本事業の入札参加者に入札参加申込書及び入札参加資格審査に必要な書類の提出を求める。入札参加資格審査の結果は、入札参加者に通知する。また、入札参加申込書の提出方法、時期、入札参加資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。なお、入札参加資格審査を通過しなかった入札参加者は、発注者に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(9) 技術提案書の受付

本事業は総合評価一般競争入札方式を採用する為、入札参加資格審査を通過した入札参加者に対し、本事業において発注者が要求する課題に対する技術提案内容を記載した技術提案資料(以下「技術提案書」という。)の提出を求める。技術提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

(10) 技術提案書に係るヒアリング

入札参加資格審査を通過した入札参加者から提出された技術提案書について、発注者が必要と判断した場合、ヒアリングを行うことがある。

(11) 技術提案の採否項目の通知

発注者による技術提案書の内容審査の結果、提案内容の採用可否について、入札参加者に個別に通知する。

(12) 入札書の受付

技術提案書を提出した入札参加者に対して、入札書の提出を求める。入札書の提出方法及び時期等については、入札説明書等に示す。

(13) 入札の取り止め等

発注者が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、発注者は入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。

4. 入札参加資格(共通)

入札参加者は、「大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿」又は「大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿」に登録していること。以下の（１）～（３）の項目をすべて満たしていること。

(1) 入札参加者の構成

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、本事業を実施する単独企業又は複数企業により構成されるものとする。
- ② 入札参加者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を落札者決定後速やかに設立すること。
- ③ 入札参加者は、SPC に出資する企業（以下「構成企業」という。）のみによって構成されるものとする。
- ④ 入札参加者は、複数企業で構成される場合には、構成企業の中の 1 者を当該入札参加者の「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。ただし、代表企業は設計建設業務又は維持管理業務に直接携わることを求めるものとする。
- ⑤ 入札参加者を構成する構成企業は、参加申込書において、企業名及び携わる業務を明記するものとする。
- ⑥ 入札参加者を構成する構成企業は、他の入札参加者を構成する構成企業となることはできない。
- ⑦ SPC を設立するにあたり、構成企業は SPC 設立時の議決権株式の全ての割当てを受けるものとする。また、代表企業（入札参加者の代表企業に同じ）については、構成企業内で議決権比率が唯一最大とならなければならない。
- ⑧ 入札参加者を構成する構成企業の変更について、参加申込書受付以降は原則として認めない。但し、入札参加資格確認基準日以降、事業契約締結までの間、やむを得ない事情が生じた場合、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の企業については、資格・能力等の面で支障がないと発注者が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。
- ⑨ SPC を設立するにあたり、事業期間中の構成企業の変更は原則として認めないが、構成企業の出資比率については、発注者の承諾を得たうえで、変更を認めるものとする。また、出資比率変更に伴う代表企業の変更についても、発注者の承諾を得た上で認めるものとする。
- ⑩ SPC は焼却炉機械設備工事については、構成企業以外の者と契約を締結してはならない。運転管理業務については、構成企業、構成企業による共同企業体以外の者と契約を締結してはならない。

(2) 関係会社の参加制限

関係会社の参加制限は次のとおりとする。

- ① 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連する者（※）は本件入札に参加することはできない。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、以下に示すとおりである。

株式会社ニュージェック

弁護士法人御堂筋法律事務所

（※）上記①の要件に係る資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次のア、イのいずれかに該当するものとする。

- ア 当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜kindで株式を有し又は出資している者を含む）。
- イ 入札参加者を構成する構成企業の代表権を有する役員が本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該構成企業。

- ② 入札参加者を構成する構成企業は、本件入札に他の入札参加者の構成企業として参加することはできない。

なお、第 2 5.（4）※2 の i 又は ii に該当する者と当該入札参加者についても同時に他の入札参加者の焼却炉機械設備工事を実施する企業として入札に参加することはできない。ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(3) 配置技術者

- ① 事業総括責任者

代表企業又は構成企業のうち焼却炉機械設備工事又は運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は主担当企業）より、以下のア～オ全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者として SPC に籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。

事業総括責任者は設計業務総括責任者又は建設業務総括責任者又は維持管理業務総括責任者のいずれかを兼ねることができるものとする。ただし、設計又は工場製作のみが行われている期間（※1）については、事業総括責任者は設計業務総括責任者及び建設業務総括責任者の両方を兼ねることができるものとする。

事業総括責任者が維持管理業務総括責任者を兼ねる場合については、運転管理業務総括責任者を兼ねることができるものとし、設計業務総括責任者を兼ねる場合については、システム設計技術者（※2）を兼ねることができるものとし、建設業務総括責任者を兼ねる場合については、SPC から発注される建設工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。

※1 工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

とする。

※2 システム設計技術者とは、工場製作期間及び現場工事期間を通して、当該工事における機器単体及びプラントシステムの機能確保のためのシステム設計管理（※3）業務を行う責任者である。

※3 システム設計管理とは、一連の機器がシステムとしての機能を適正に発揮するため、設計図、設計計算、製作仕様、試運転等の確認及び個別装置の設計検証、性能検証等を行うことをいう。

- ア 「別紙1 業務範囲区分表」に示す本事業に係る各業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者であること。
- イ 各業務について内容を理解しており、発注者との直接の窓口となり、業務を管理する能力がある者であること。
- ウ 現場で生じる各種課題や発注者からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定が可能となるよう努めることができるものであること。
- エ 事業総括責任者の必要な資格要件は特に求めない。
- オ 入札参加申請時点において代表企業又は構成企業のうち運転管理業務又は焼却炉機械設備工事を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

5. 入札参加資格（設計建設業務）

入札参加者のうち、設計建設業務を実施する企業は以下の（1）～（5）の項目をすべて満たしていること。

（1）登録業種

① 焼却炉機械設備工事を実施する企業

大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿のうち、「水道施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に登録されていること。

なお、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

（2）参加可能対象者等

① 焼却炉機械設備工事を実施する企業

水道施設工事又は機械器具設置工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が入札公告時に示す日以後の日であり、単体企業であること。

（3）建設業法の業種及び許可の種類

① 焼却炉機械設備工事を実施する企業

上記（1）に記載する要件を満たす登録業種の「特定建設業」の許可を有していること。

（4）施工実績等

本事業のうち設計建設業務において構成企業として焼却炉機械設備工事を実施する者は、平成21年4月1日から入札参加申請期限までに、我が国又は効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域において、元請として次の要件を満たす工事に係る請負契約（外国におけるこれに相当する請負契約を含む。）を単体企業で履行した実績（共同企業体の構成員としての実績にあっては、出

資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

- ① 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく官公庁所管※1の下水終末処理場の焼却炉設備工事中において、次に示す主要機器の製作を含む施工実績を有する者であること。

ア 製作した実績を求める主要機器

焼却炉(下水終末処理場における1炉当たり処理能力が脱水ケーキ30t/日以上焼却炉設備)

製作は次のいずれかに限る。

- ・設計、製造及び検査を自社(※2)で行っている場合
- ・設計及び検査を当該構成企業で行い製造のみを外注に付している場合
- ・OEM(※3)契約に基づく外注により製作している場合

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人をいう。

※2 自社とは、当該企業のほか、以下に示す者を含む。

- i. 当該企業の親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する法人をいう。以下同じ。)又は子会社となる者(上記記載の焼却炉の製作納入実績を有するものに限る。)
- ii. 当該企業の親会社となる法人を親会社とする者(上記記載の焼却炉の製作納入実績を有する者に限る。)

※3 OEM契約とは、相手先商標製品製造(Original Equipment Manufacturing)契約をいう。

(5) 配置技術者

本事業において、設計建設業務を実施する企業は、以下の技術者を配置しなければならない。

① 設計業務総括責任者

構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業より、以下のアからウの要件を全て満たす技術者を設計業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、設計建設期間中において選任し配置できる者であること。なお、現場への常駐は求めない。設計業務総括責任者の設計建設期間の途中で交代は原則認めないが、設計業務総括責任者の死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合は、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。

また、設計業務総括責任者はSPCから発注される焼却炉機械設備工事におけるシステム設計技術者を兼ねることができるものとする。

ア 出身企業の設計部門に所属する者であること。

イ 以下に示すいずれかの要件を有する者であること。

- a 入札参加資格登録業種について、主任技術者となるために必要な要件を満たす者
- b aと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
- c 入札参加資格登録業種について、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、高等専門学校の指定学科卒業後では3年以上、高等学校の指定学科卒業後では5年以上、その他は10年以上の設計業務の実務経験を有する者

ウ 入札参加申請の時点において焼却炉機械設備工事を実施する企業と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

② 建設業務総括責任者

構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業より、以下のア及びイの要件を満たす技術者を建設業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、建設期間中において専任で配置できる者であること。また、建設業務総括責任者は現場常駐とするが、設計及び工場製作のみが行われている期間（※）については、当該技術者の配置について「専任」及び「常駐」を免除することができるとともに、設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。また、建設業務総括責任者の建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下の場合等において、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。

- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・工場製作を含む工事であって、工場のみから現地へ工事現場が移行する時点
- ・現地での現場着手後、工事期間中に改めて工場製作のみの期間となると、現地から工場へ工事現場が移行する時点

なお、建設業務総括責任者はSPCから発注される焼却炉機械設備工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。

ア 以下に示すいずれかの要件を有する者であること。

- a 入札参加資格登録業種について、監理技術者資格者証を取得するための要件を満たす者
- b aと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ 入札参加申請の時点において焼却炉機械設備工事を実施する企業と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

※ 工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）とする。

③ 設計建設業務に係るその他の配置技術者

設計建設業務に係るその他の配置技術者について、各種法令に従って要件を満足する者を配置しなければならない。なお、これらの技術者については、入札参加資格の審査対象とはしない。

6. 入札参加資格(維持管理業務)

入札参加者のうち、運転管理業務を実施する企業は以下の(1)～(3)の項目をすべて満たしていること。

(1) 登録業種

令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「下水道施設運転操作管理(種目コード090)」に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

(2) 履行実績等

- ① 運転管理業務を単体企業で実施する場合は、以下のアに掲げる業務について締結した契約について、平成26年4月1日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間について誠実に履行を完了した実績(複数年契約を履行中のものは契約期間の7割かつ3年以上、誠実に履行した実績を含む。)を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

ア 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく官公庁所管※1の下水終末処理場における下記i及びiiを含む汚泥処理施設の運転管理業務(運転操作及び保守点検を含む。)※2

i. 脱水ケーキ1日当たり30t/基以上の焼却炉設備

ii. 脱水ケーキ1日当たり30t以上の汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人をいう。

※2 i、iiの実績は、同一の契約で満たさなくても可とする。

- ② 運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、運転管理業務を実施する共同企業体の構成企業により以下の1)又は2)のいずれかの要件を満たすこと。また、構成企業のうち主担企業は、共同企業体の構成企業間において出資比率1位となること。

- 1) 構成企業のうち主担企業は、以下のaに掲げる業務について締結した契約について、平成26年4月1日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間について誠実に履行を完了した実績(複数年契約を履行中のものは契約期間の7割かつ3年以上、誠実に履行した実績を含む。)を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

a 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく官公庁所管※1の下水終末処理場における下記i及びiiを含む汚泥処理施設の運転管理業務(運転操作及び保守点検を含む。)※2

i. 脱水ケーキ1日当たり30t/基以上の焼却炉設備

ii. 脱水ケーキ1日当たり30t以上の汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条第1項各号に規定する法人をいう。

※2 i、iiの実績は、同一の契約で満たさなくても可とする。

その他の構成企業は、以下bに掲げる業務について締結した契約について、平成26年4月

1 日から入札参加申請の前日までの間に、通算 3 年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の 7 割かつ 3 年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が 20% 以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

b 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく官公庁所管※1 の下水終末処理場における下記 i を含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）

i. 汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条第 1 項各号に規定する法人をいう。

2) 構成企業により以下のア及びイの要件を満たすこと。また、主担企業は、ア又はイの要件を満たす構成企業より定めること。ア又はイのうち主担企業でない者は、共同企業体の構成企業間において出資比率 2 位となること。運転管理業務を実施する構成企業のうち、アイのいずれの要件も満たさない企業は、以下のウの要件を満たすこと。

ア 次の a に掲げる工事について締結した契約について、平成 21 年 4 月 1 日から入札参加申請期限までに、我が国又は効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域において、元請として次の要件を満たす工事に係る請負契約（外国におけるこれに相当する請負契約を含む。）を単体企業で履行した実績（共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）を有すること。

a 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく官公庁所管※1 の下水終末処理場の焼却炉設備工事において、次に示す主要機器の製作を含む施工実績を有する者であること。

製作した実績を求める主要機器

焼却炉（下水終末処理場における 1 炉当たり処理能力が脱水ケーキ 30 t/日以上の焼却炉設備）

製作は次のいずれかに限る。

- ・設計、製造及び検査を自社（※2）で行っている場合
- ・設計及び検査を当該構成企業で行い製造のみを外注に付している場合
- ・OEM（※3）契約に基づく外注により製作している場合

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条第 1 項各号に規定する法人をいう。

※2 自社とは、当該企業のほか、以下に示す者を含む。

- i. 当該企業の親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する法人をいう。以下同じ。）又は子会社となる者（上記記載の焼却炉の製作納入実績を有するものに限る。）
- ii. 当該企業の親会社となる法人を親会社とする者（上記記載の焼却炉の製作納入実績を有する者に限る。）

※3 OEM 契約とは、相手先商標製品製造（Original Equipment Manufacturing）

契約をいう。

イ 次の b に掲げる業務について締結した契約について、平成 26 年 4 月 1 日から入札参加申請の前日までの間に、通算 3 年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の 7 割かつ 3 年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が 20% 以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。さらに、イのみの要件を満たす構成企業が代表企業となる場合は、当該共同企業体への出資比率が 50% 以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

b 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく官公庁所管※1 の下水終末処理場における下記 i を含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）

i. 脱水ケーキ 1 日当たり 30 t 以上の汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条第 1 項各号に規定する法人をいう。

ウ 次の c に掲げる業務について締結した契約について、平成 26 年 4 月 1 日から入札参加申請の前日までの間に、通算 3 年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の 7 割かつ 3 年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が 20% 以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

c 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく官公庁所管※1 の下水終末処理場における下記 i を含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）

i. 汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条第 1 項各号に規定する法人をいう。

(3) 配置技術者

① 維持管理業務総括責任者

構成企業のうち運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、その主担当企業）より、以下のア～エ全ての要件を満たす技術者を維持管理業務総括責任者として SPC に籍を置かせ、維持管理業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐（土曜・日曜、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く日勤とする。）させなければならない。また、当該技術者は運転管理業務総括責任者（※）を兼ねることができるものとする。なお、下水終末処理場の運転管理業務の実務経験は、水処理・汚泥処理のいずれでも可能とする。

※ 運転管理業務総括責任者とは、構成企業のうち運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で行う場合はその主担当企業）が、運転管理業務全体を統括管理するために、現場に配置させる者であり、以下のア～ウの要件を満たし、かつ運転管理業務開始時点において直接的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある者をいう。

ア 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する資格を有する者

イ 副総括以上として下水終末処理場の運転管理業務の実務経験を 1 年以上有する者

ウ 次の a から d までのいずれかに該当する者

- a 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し 5 年以上実務の経験を有する者
- b 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し 7 年以上実務の経験を有する者
- c 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し 9 年以上実務の経験を有する者
- d 下水終末処理場の運転管理業務に関し 12 年以上実務の経験を有する者
- エ 入札参加申請時点において運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある者

7. 提案の審査及び落札者の選定に関する事項

（１）審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、発注者は、公平性及び透明性を確保することを目的として、学識経験者等の外部委員を含む「大阪府流域下水道施設整備運営事業者選定評価委員会」（以下「事業者選定評価委員会」という。）を設置する。

発注者は、事業者選定評価委員会から提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された技術提案書の審査等について意見聴取を行う。事業者選定評価委員会の意見を受けて発注者が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。

また、発注者は、事業者選定評価委員会の意見を踏まえ、落札者を決定する。

（２）審査手順

審査は、資格審査と技術提案審査の 2 段階で実施する。

① 資格審査

入札参加申込書とあわせて入札参加者から提出された資格審査書類をもとに、発注者は入札説明書等で示した入札参加者の資格についての確認審査を行う。

なお、資格審査にかかる様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

② 技術提案審査

発注者において、入札参加者により提出された技術提案書について、提案内容の審査及び評価を行い、事業者選定評価委員会での意見等を踏まえ、技術提案に係る評価点を決定する。

審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示す。また、技術評価項目及び技術評価項目にかかる技術提案書様式等の詳細についても、入札説明書等において示す。

（３）落札者の選定

事業者選定評価委員会は、入札参加者からの技術提案に係る評価点及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として選定する。

発注者は落札者と協議を行い、協議が整った場合には、落札者と本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、さらに基本協定を踏まえて、SPCと包括管理事業契約（以下「事業契約」という。）を締結する。

(4) 審査結果の通知及び公表

発注者は、事業者選定評価委員会の意見を聴き、発注者が落札者を選定した後、大阪府のホームページにより速やかに公表する。公表する項目は、最終順位と評価点数とする。ただし、落札者以外の入札参加者名は公表しない。

(5) 落札者を選定しない場合

事業者の募集、審査、評価及び選定の一連の手続きにおいて、入札参加者が無い等の理由により、本事業を民間委託業務として実施することが適当でないと発注者が判断した場合には、落札者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

8. 落札者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

落札者として選定された者は、事業契約の締結に先立って、基本協定を落札者選定後速やかに発注者と締結しなければならない。なお、SPCの設立に係る確約等についても基本協定の内容に含めるものとする。

(2) SPC の設立

SPCを設立するにあたり、落札者又は落札者を構成する構成企業は、基本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを大阪府内に設立し、商業登記簿謄本を発注者に提出しなければならない。なお、設立するSPCは、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の業務或いは事業を兼業することはできない。

入札参加者の構成企業は、事業契約が終了するまで、SPCの本議決権株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

- ① 発注者は、基本協定に基づき、本施設の設計建設業務及び本施設の維持管理業務に関し、選定された入札参加者が出資し設立する SPC と、本事業に係る事業契約を締結する。
- ② これら本事業に係る契約書（案）については、入札公告時に示す。

(4) 契約締結に係る留意事項等

- ① 落札者選定から本事業の契約締結までの間、技術提案書提出前に明示的に確定することができなかった事項について、必要に応じて発注者と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとする。
- ② 本事業の契約の締結に係る印紙代等は、落札者の負担とする。

(5) 提出書類の取扱い

① 著作権

入札参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、発注者が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で利用できる。また、受注者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。

なお、公表に当たっては、事前に入札参加者に確認、協議し、同意を得るものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

③ その他

なお、落札者以外の者が提出した技術提案書は、落札者決定後に受取りを希望する者に返却する。受け取りを希望しない者の技術提案書は発注者が速やかに廃棄処分する。

第3 受注者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業での対象施設の設計・建設、維持管理上の責任は、原則として受注者が負うものとする。

ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負う。予想される主たるリスク及び発注者と受注者の責任分担は、原則として「別紙2 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、本事業の契約書に提示する。

なお、本事業の契約書の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は契約書に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠意をもって協議し、リスク分担を決定するものとする。

2. 受注者の義務等

受注者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業での対象施設の機能が十分発揮でき、支障なくサービスが提供できるように、対象施設の設計・建設及び維持管理を行う義務を負うこととなる。なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

3. 受注者の責任の履行の確保に関する事項

受注者は、本事業の契約書に従って責任を履行することとする。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとする。

なお、詳細については入札説明書等において示す。

4. 業務の実施状況のモニタリングに関する事項

発注者は、受注者が本事業の契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するために、設計・建設業務及び維持管理業務の監視・確認（以下「モニタリング」という。）を行う。受注者は、発注者のモニタリングに協力しなければならない。なお、項目については要求水準書（案）に示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地・本事業の対象施設に関する事項

本事業の対象施設の立地に関する事項について、対象施設の所在地と立地条件は、表1に示すとおりであり、事業用地は「別紙3 対象施設の建設予定地」に示すとおりである。

表 1 対象施設の所在地と立地条件

	概 要
所在地	大阪府藤井寺市西大井一丁目地内
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域等	準工業地域
防火地域	準防火地域
敷地面積	約 14.5ha 処理場全体内、焼却炉建替え用地は別紙3参照
容積率	200%
建ぺい率	60%
騒音	第三種区域(準工業地域)
振動	第二種区域(準工業地域)
悪臭	規制あり(濃度規制)
その他	

2. システムの基本フロー

対象施設（本事業において受注者が新設する施設、以下同様）におけるシステムの基本フローについて、「別紙4 システムの基本フロー」に示す。

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と受注者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 要求水準未達の場合の措置

本業務について要求未達が発生した場合は、「別紙5 要求水準未達の場合の措置」に示すとおりの方針を行う。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、本事業の契約書に定める事由ごとに、発注者又は受注者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記1. の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、本事業の契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 受注者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、発注者は受注者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、受注者が当該期間内に改善することができなかった場合は、発注者は本事業の契約を解除することができるものとする。
- ② 受注者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により本事業の契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、発注者は本事業の契約を書面の通知により解除することができるものとする。
- ③ 上記①及び②の規定により発注者が本事業の契約を解除した場合は、本事業の契約書に定めるところに従い、発注者は受注者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、受注者は本事業の契約を書面の通知により解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により受注者が本事業の契約を解除した場合は、本事業の契約書に定めるところに従い、受注者は発注者に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、発注者と受注者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が整わないときは、発注者は、事前に書面により相手方に通知することにより、本事業の契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により発注者が本事業の契約を解除した場合の措置は、本事業の契約書に定めるところに従うものとする。

3. SPCの倒産隔離対策に関わる発注者との協議

SPCの設立にあたって、事業の継続性を確保する目的で、発注者と受注者の間で締結する基本協定の中で、SPCの倒産隔離対策に関わる取り決めを交わす予定である。受注者は基本協定の締結にあたって、SPC倒産対策に関わる発注者との協議に応じ、速やかに基本協定を締結すること。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

受注者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

受注者が本事業を実施するにあたり、交付金等財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、発注者はこれらの支援を受注者が受けることができるように協力するものとする。なお、受注者は、発注者が行う交付金申請業務に協力するとともに、会計実地検査等への対応にも協力すること。

3. その他の支援に関する事項

発注者は、受注者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、発注者は必要に応じて協力する。

第9 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、大阪府ホームページ等を通じて適宜行う。

2. 議会の議決

発注者は、事業契約範囲における財源確保について、令和7年2月の大阪府議会定例会にて債務負担行為の設定に関する議案を提出する予定である。

3. 応募に関する費用負担

本事業への入札参加に係る費用は全て入札参加者の負担とする。

4. 使用言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位はSI 単位、及び通貨は円とする。

5. 緊急時の協力

施設の突発的な故障や災害の発生により、大阪府内の市町村等が所管する汚泥処理施設の機能が停止した場合、大阪府所管の水みらいセンターにおいて、その下水汚泥を受け入れる場合があり大井水みらいセンターについても受け入れ対象施設としている。大阪府において緊急時に下水汚泥を受け入れる必要が発生した場合、汚泥処理に影響を与えない範囲で汚泥の受け入れに協力すること。精算項目、算出方法については別途、事業契約書によるものとする。

6. 問合せ先

〒597-0095 貝塚市港25番地

大阪府都市整備部 南部流域下水道事務所 建設課 企画グループ

電話 072-438-7406

メールアドレス nambugesui-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp